

提言（素案）に対する修正意見

資料2

提 言 (素 案)		委員からの修正意見	
統合・広域化の基本的な考え方	1 統合・広域化の目的等	<p>千葉県において進めるべき統合・広域化は、・・・(略)・・・</p> <p>今後の統合・広域化は、・・・・・・・(略)・・・</p> <p>(追加)</p> <p>統合・広域化に当たっては、・・・・・・・(略)・・・</p>	<p>統合・広域化で、大規模な事業体になることにより、個別の効率化の努力が全体の経営状況に表れにくくなり、運営の効率化への意欲が逆に低下するなどマイナス効果も懸念されます。統合・広域化後にスケールメリットを最大限に享受し、より良い水道を実現するためには、県・市町村それぞれの協力の下で一層の経営努力を続けることが重要です。</p>
	2 県と市町村の役割	<p><u>県と市町村の役割分担と組織のあり方は、本来次元の異なる議論です。そのため、県と市町村の役割を原則に従って分けたとしても、それと同じく組織も分離すべきということには必ずしもならないものです。また、県の担う事業と市町村の担う事業を一組織で行うこととしたとしても、県か市町村かのいずれか一方がその全てを担うべきということには必ずしもならないものです。</u></p> <p>県と市町村の役割分担を踏まえた組織のあり方には様々な形があることに留意すべきです。</p>	<p>県と市町村の役割分担と組織のあり方は切り離して考えるべきです。例えば、<u>県と市町村の役割を上記の原則に従って分けたとしても、それに伴い同様に組織も分離すべきということには必ずしもならないものです。また、県の役割として担う水道用水供給事業と市町村の役割として担う水道事業を一組織で実施することとしたとしても、県か市町村のどちらか一方が双方の役割を担うべきということにも必ずしもならないものです。</u></p> <p>県と市町村の役割分担を踏まえた組織のあり方には、<u>単純な県営、市町村営以外にも様々な形があることに留意すべきです。</u></p>
	3 水道料金・受水料金	<p>統合・広域化は、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。統合後の事業体は、スケールメリットを活かした更なる経営努力により、水道料金・受水料金について低減に努め、又は将来の上昇が予想される場合には料金上昇の抑制に努めるべきです。</p>	<p>統合・広域化は、料金格差の解消そのものを目的とするものではありませんが、コスト縮減の効果による将来的な料金格差の縮小も期待されているところです。統合後の事業体は、スケールメリットを活かした更なる経営努力により、水道料金・受水料金の低減に努めるべきです。また、<u>更新・再構築期を迎え、料金収入の自然増が見込めない中で、必要な更新費用を賄うために料金の値上げを行わなければならない場合でも、料金の上昇の抑制に努めるべきです。</u></p>
	5 統合・広域化の進め方	<p>統合・広域化は長期にわたって進めていくものであることから、水道関係者は、本提言の趣旨を尊重し、しっかりと継承していきとともに、適切な時期に、水道を取り巻く状況の変化や進捗状況を見て必要な見直しを行うことが重要です。</p> <p>(追加)</p>	<p>統合・広域化は長期にわたって進めていくものであることから、水道関係者は、本提言の趣旨を尊重し、<u>しっかりと継承していかなければなりません。</u></p> <p>また、適切な時期に、水道を取り巻く状況の変化や進捗状況を見て必要な見直しを行うことが重要です。</p> <p>水道サービスの利用者である住民と共に、これからの水道について考えていくことが重要です。統合・広域化に当たっては、住民の視点に立って進めることが必要です。</p>

提 言 (素 案)			委員からの修正意見	
県内水道の統合・広域化の手順	1 短期	(1) 水道用水供給事業体の水平統合	<p>ア 基本的な統合の方向 統合を希望する地域から・・・・・・(略)・・・・・・ なお、<u>垂直統合を先行させることを希望する地域では、その地域の意見を尊重し、垂直統合を先行させることとします。</u></p> <p>イ 統合の条件 【財政措置等】 ・ 県・市町村の一般会計による水道への財政措置については、・・・・・・(略)・・・・・・ 県は、水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は、末端の水道事業体へ繰出すことを基本とします。 ただし、・・・・・・(略)・・・・・・ 現在の財政措置の方法は変えた上で、統合の効果が現れるまでの当面の間、<u>それぞれ現行の額と同等の実質負担を目処に財政措置を講ずることとします。</u> ・ 県一般会計は、「市町村水道総合対策事業補助金」・・・・・・(略)・・・・・・ なお、これらの県一般会計の措置は、現行の水道用水供給事業単位毎に県が水道に対して措置している額、すなわち「市町村水道総合対策事業補助金」の<u>額と同等の実質負担が限度となるものとします。</u> ・ 市町村一般会計は、制度変更後の水道料金に影響を与えないよう、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と<u>同等の実質負担</u>の繰出を行うなどの対策を講じます。</p>	<p>ア 基本的な統合の方向 統合を希望する地域から・・・・・・(略)・・・・・・ なお、<u>垂直統合を優先することを希望する地域では、その地域の意見を尊重し、垂直統合から進めることとします。</u></p> <p>イ 統合の条件 【財政措置等】 ・ 県・市町村の一般会計による水道への財政措置については、・・・・・・(略)・・・・・・ 県は、水道用水供給事業体へ繰出し、市町村は、末端の水道事業体へ繰出すことを基本とします。 ただし、・・・・・・(略)・・・・・・ 現在の財政措置の方法は変えた上で、統合の効果が表れるまでの当面の間、<u>それぞれ現行と同水準の実質負担額を目処に財政措置を講ずることとします。</u> ・ 県一般会計は、「市町村水道総合対策事業補助金」・・・・・・(略)・・・・・・ なお、これらの県一般会計の措置は、現行の水道用水供給事業単位毎に県が水道に対して措置している<u>実質負担額</u>、すなわち「市町村水道総合対策事業補助金」と<u>同水準の実質負担額が限度となるものとします。</u> ・ 市町村一般会計は、制度変更後の水道料金に影響を与えないよう、末端の水道事業体に対し、現行の水道事業体に対する繰出額に不要となった水道用水供給事業体に対する繰出額を加えた額と<u>同水準の実質負担額</u>の繰出を行うなどの対策を講じます。</p>
		2 中期	<p>・ 現時点において、水道用水供給事業体の統合を希望していない地域は、<u>5年以内を目途に、地域の合意を形成することを目指し、合意がなされ次第、速やかに統合を進めることとします。</u></p>	<p>・ 現時点において、水道用水供給事業体の統合を希望していない地域は、<u>短期の5年の間に地域の合意形成することを目指し、合意がなされ次第、速やかに統合を進めることとします。</u></p>
	参考図	(追加)	<p>図1 県内水道の統合・広域化の手順(イメージ) 図2 水道用水供給事業体の水平統合後の財政措置(イメージ)</p>	
資料	資料2	(追加)	<p>検討経緯の詳細は、千葉県総合企画部水政課のホームページに掲載しています。</p>	